

# 大館市適正入札・契約推進委員会

## 平成28年度 第1回定例会議事録（概要）

■日 時：平成28年6月24日（金）午前10時30分～11時45分

■場 所：大館市役所3階（第1委員会室）

■出席委員：佐藤 英夫（委員長／税理士）

伊藤 治兵衛（弁護士）

佐藤 昭男（学識経験者）

斉藤 留美子（関係業界代表／建築士）

名村 伸一（内部委員／大館市副市長）

北林 武彦（内部委員／大館市総務部長）

### 1. はじめに（略）

### 2. 開会（略）

### 3. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか否か、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を「公開」と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するために必要な場合は、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。

また、定例会の内容については、インターネットを通じて、会議の概要を公表しますのでご承知置き願います。

### 4. 審査

委員長： それではこれから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料1、1ページの「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、平成27年度下半期の状況について説明いたします。

まず、業種別としては4つに分類しまして、「建設工事」、建設工事に必要な調査や測量・設計業務の「建設コンサルタント業務等」、備品や消耗品等の購入の「物品調達」、そして建設コンサルタント等を除く委託契約全般の「役務提供」としております。

次に、この4分類を更に入札方式別として

- ◎ 公募型指名競争入札
- ◎ 通常指名競争入札
- ◎ 随意契約

に分けており、随意契約の欄には250万円を超える契約を掲載しております。また、単価契約については、「単価契約」と記入して掲載しております。

これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」施行令第7条の規定により、公表の対象が発注予定、入札等の経過・結果とも予定価格250万円を超えるものとなっていることから、本委員会でご審議いただく案件としても、法律にならって250万円を超える随意契約としております。

なお、【資料1】の2ページ欄外に落札率について注釈を入れておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは【資料1】の総括表に基づき、平成27年度下半期の特徴をご説明いたします。説明時の金額は、端数を四捨五入した数字とさせていただきます。

- まず、建設工事ですが、公募型指名競争入札は、件数で前年同期比21件減少し42件に、契約金額では、同じく3億9,700万円減少して、4億400万円となっております。

建設工事のトータルとしては、件数で22件減少し54件、契約金額で3億6,600万円減少し、5億100万円となりました。この件数及び契約金額の減少は、災害復旧工事が、件数で25件、契約金額で3億2,300万円減少したほか、昨年度は契約金額が1億1,900万円と大きい「釈迦内産業団地用地造成工事」があったことが要因となっております。

また、建設工事全体の落札率については、前年同期比1.4ポイント減少し、97.2%となっております。

- 次に、建設コンサルタント業務等についてですが、トータルでは、前年同期比で件数は2件減少し12件、契約金額でも300万円減少し6,900万円となっており、落札率は、1.7ポイント減少し86.5%となっております。

- 物品調達については、トータルでは、前年同期比で、件数で5件減少し38件、契約金額でも3,700万円減少し9,200万円となっております。契約金額の減少の主な要因としては、通常指名競争入札による市立総合病院の医療機器購入金額が減少したことなどによるものです。

また、落札率については、普通契約で2.9ポイント減少し93.3%、単価契約では10ポイント増加し89.5%となっております。

■ 次に、【資料 1】の 2 ページになりますが、役務提供につきましては、トータルで、件数は 10 件減少し 33 件、契約金額では 5 億 7,200 万円減少し 4 億 5,500 万円となっております。これは、同年同期において、市長事務部局で高額な「内部情報システム機器等リース」や、市立病院における高額な業務委託として給食業務、患者用寝具等賃貸借、清掃作業業務委託があったものの、今年度はなかったことによるものです。

また、トータルの落札率については、普通契約で 2.5 ポイント減少し 96.0%、単価契約では 8.2 ポイント増加し 98.6%となっております。

■ 以上により、平成 27 年度下半期の総件数は 137 件で、昨年同期比 39 件の減少となっております。

また、単価契約を除く契約金額の総合計は、11 億 1,800 万円で、同じく 9 億 7,800 万円の減少となっております。また、総トータルの落札率については、普通契約で 95.6%で、前年同期比 2.4 ポイント減少し、単価契約では 97.8%で、同じく 14.4 ポイント増加しております。

平成 27 年度下半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の【資料 2】「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員 A： 市立病院の役務提供がかなり減少しておりますが、これは無くなったということですか。

事務局： 役務提供は、単年度ではなく 3 年、5 年という契約が多く、その 3 年目や 5 年目にあつた年は高額な契約が多いが、それ以外の年は契約がないので各年度別にみますと、多い年と少ない年が出てくる状況がございます。

委員 A： はい、分かりました。

委員長： その他ありませんか。

委員長： それでは、次の審議事項に移ります。本委員会要綱第 2 条第 2 号の規定により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審議を行います。

要綱第 6 条の規定により、この抽出は「抽出委員」に委任し、あらかじめ選んでおります。要綱の運営要領第 3 第 2 項の規定により、事務局の説明に先立ち、抽出委員の佐藤委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員（佐藤委員）： それでは、審議に入る前に抽出結果について報告しますので、ご確認をお願いいたします。【資料3】

（1）公募型指名競争入札

① 建設工事 【農地農業用施設災害復旧事業稲荷堂後（1）地区 3-104号工事】

下半期に実施した42件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

② 建設コンサルタント等業務 【松木橋ほか橋梁補修設計業務】

下半期に実施した12件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

③ 物品調達 【トランポリン一式】

市長事務局における案件のうち、予定価格の最も高い事案を選びました。

④ 役務提供 【大館市比内地鶏糞処理施設運転業務】

市長事務局における賃貸借以外の案件の中から、最も予定価格の高い事案を選びました。

（2）随意契約

① 建設工事 【農地農業用施設災害復旧事業 杉の沢（3）地区 3-137号工事】

予定価格250万円以上のものを審査対象としておりますが、市長部局の建設工事における案件のうち、予定価格の最も高い事案を選びました。

委員長： それでは、抽出の結果について皆様の確認をお願いいたします。

委員長： 引き続き、事務局から抽出事案について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の【資料3】により説明いたします。29頁をお開き願います。

■ 29頁から31頁は、公募型指名競争入札で発注しました「農地農業用施設災害復旧事業稲荷堂後（1）地区 3-104号工事」であります。入札参加資格としては、市の登録名簿の「土木一式A級」に登録されていること、「市内に本社・本店等」有していること、本工事に必要な主任技術者として「2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」を配置できることなどであります。

31頁をご覧ください。本入札には、資格を満たす5者の応募があり、同じく5者の参加による入札を実施しております。落札率は98.1%となっております。

■ 次は、32頁から34頁の土木関係建設コンサルタント業務「松木橋ほか橋梁補修設計業務」であります。入札参加資格としては、市の測量及び建設コンサルタント等業務の「土木関係建設コンサルタント業務」のうち「鋼構造及びコンクリート部門」に登録されていること、（4）のイ「秋田県内の公共機関発注の橋梁の補修又は補強設計業務を実施した経験を有する」

ことなどであります。

34 頁をご覧ください。この条件で公募したところ、資格を満たす 7 者が応募し、入札に参加しました。本件は低入札価格調査制度を適用する事案であり、入札の結果、調査基準価格を下回り、低入札となりましたので、内訳書の提出を求め、低入札調査を実施いたしました。

低入札調査内容は、46 頁の【資料 5】で説明しますが、低入札調査基準価格を下回る入札者 1 者が失格となり、調査基準価格を上回り、予定価格の範囲内の 3 者のうち最低入札者が落札となりました。落札率は 80.7%となっております。

■ 次に、【資料 3】の 35 頁～36 頁の物品調達「トランポリン一式」であります。

入札参加資格は、市の物品納入業者に登録されていて「運動具・教材・楽器類」を取り扱い品目として申請している者、市内に本社・本店又は支店・営業所等を有していることなどであります。

この条件で公募したところ、33 頁にありますとおり 3 者が応募・参加して入札が実施されました。落札率は 51.3%となっております。

■ 次に、37 頁から 39 頁の役務提供「大館市比内地鶏糞処理施設運転業務」であります。

入札参加資格は、市の登録名簿において「役務提供業者」として登録されていること、市内に本社又は支店等を有していること、本業務にあたって「車両系建設機械運転技能講習修了者、フォークリフト運転技能講習修了者、及び移動式クレーン運転士免許の資格を有する者を配置できる」ことなどであります。

この条件で公募したところ 39 頁にあります 2 者が応募・参加し入札が実施されました。落札率は 99.9%となっております。

■ 最後に、40 頁から 41 頁の産業部・農林課で随意契約いたしました「農地農業用施設災害復旧事業 杉の沢(3)地区 3-137 号ほか工事」であります。

この工事については、「公募型指名競争入札」で当初 8 月に「土木一式 B 級」、次に 9 月に「土木一式 C 級」の公募したものの、いずれも応募者が無く、入札を取止めしたものです。

再公募しても入札参加者が見込まれないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定「競争入札に付し、入札者がいないとき」に基づき、随意契約をすることとし、隣接地で農業災害復旧工事を実施している業者(土木 A) 2 者から見積書を徴取し、随意契約したものです。落札率は 99.9%となっております。

抽出案件に関する説明は以上でございます。

委員長： 皆様のご意見を頂戴したいと思います。事前に資料も配布になっておりますし、審議経過の公表ということもありますので、活発なご意見をお願いいたします。

委員 B： 34 頁の入札調書についてですが、なぜ落札額より低いところが失格となるのか。

事務局： 34 頁の業務の予定価格は、上限が予定価格の 1,220 万円で下限が低入札調査基準価格の 984 万 6 千円で、この範囲の入札額であれば一番低い方が落札となります。今回の場合は、入札額が 980 万円ということで、調査基準価格の 984 万 6 千円を 4 万 6 千円下回ったため、調査に入っていきます。調査するとき 46 頁に記載しているように、全入札額の平均価格の 95%を上回っていることが一つ目の網「調査 1」になるわけです。そうした場合に、「調査 1」の失格基準価格は 11,067,907 円なので、H コンサルタントは、それを下回っているため失格となります。

次は、誰かという S コンサルタントは、984 万 7 千円で元々の調査基準価格を 1 千円上回っておりますので、ここは範囲内で一番安い入札額なので落札ということになった訳でございます。

委員 B： はい、分かりました。

委員 A： この業務は、事前に予定価格は公表されていたのですか。

事務局： コンサルタント業務は、事後公表であるため入札前は公表しておりません。

委員 A： はい、分かりました。

委員長： 他にございますか。

委員 B： 同じく 34 頁の業務についてですが、7 番の業者は落札業者とかなりの開きがありますが、これは、どこにでもある話だと思いますが、事務局ではどのようにお考えですか。

事務局： コンサル業務は、事後公表なので上限は示していない状況で、各社が設計書を基に独自に積算をするわけです。単価を入れながら積上げていき、出てきた金額を落としていると思います。コンサルは人件費が大きいので、どこの単価を使用するかによって、結果的に金額が開いているようです。したがって、会社によっては高い人の単価を使ったり、使用している機器等の関係で高い物を入れたりすると、コンサルの場合は開きが出てきているところがあります。

委員 B： はい、分かりました。

委員 A： 私も価格についてですが、36 頁の「トランポリン一式」もかなり価格に開きがありますが、何か理由があるのでしょうか。

事務局： むしろ、物品は価格があってない様なものといっても過言かもしれませんが、仕入れるルートによってかなり開きがあるのが実情です。物品の入札をしますと、高いところと低

いところの差が出てくるのは物品の入札では多々あります。ルートの関係や、自分の利益の圧縮などで違ってくるとは思いますが、結構差がでます。ちなみに、このトランポリンは外国製で船便で運んでくる物品なので、独自のルート等を持っているかによって違ってくるとは思います。かなり、低価格であったが利益は出ていると考えております。

委員A： 各業者は、代理店に指定されているのでしょうか。

事務局： 代理店に指定されているようですが、同じ代理店でも優先順位があり、代理店によって、卸せる単価が決まってくるようです。

委員B： 一般的な事ですが、トランポリンのメーカーやサイズの細かい仕様まで指定しての入札としているのでしょうか。

事務局： 物によっても違いますが、同じ物でも同等品程度も可としており、担当課でその仕様で良いかを確認し、認めている場合もあります。これ以外は駄目ですと指定する場合もあります。また、それぞれの競技等には大会基準があり、トランポリンに関しては世界大会基準という仕様で、かなり厳しい基準となっております。

委員C： トランポリンに関してですが、それぞれ業種がさまざまな方々ですが、物品に登録して入札参加資格を得ているということでしょうか。

事務局： 市の物品登録の「運動具・教材・楽器類」を取り扱い品目として登録されている業者です。

委員C： 不思議な感じですが、こんな事もあるんですね。

事務局： あります。1番の方は、運動用具でどうかと思いますが、会社の名前と違うような登録されている方は多々ございます。特に、この方はトランポリンのインストラクターをされている方ようです。

委員C： 2番の方も設備機器を主としている業者なので不思議に思いました。

事務局： 2番の方も、業種の範囲を広く色々やっているようです。

委員C： 一般的には、スポーツ店関係の業者のようなイメージがあったものですから。  
はい、分かりました。

委員C： もう一つですが、40～41頁の工事ですが、これは入札参加者がいなくて随意契約としたとの説明でしたが、O土木さんとS建設さんの2社ですが、どのような経緯で、ここの2

社となったのですか。

事務局： 最初8月に土木B級で公募して応募がなく、次に9月に土木C級まで下げて公募しても応募がなかったということで、最終的には隣接地で土木A級のO土木とS建設の2社が工事しておりましたので、この2社から見積もりを徴取し安かったO土木さんと随意契約としたものです。随意契約であっても、2社以上の業者から見積もりを徴取し安い方と契約することが基本となっておりますので、近場で工事している2社となったものです。

委員C： 最初の公募は、土木B級業者ということですね。

事務局： はい、そうです。土木B級から土木C級へ、最後に近場で工事している土木A級となったものです。非常の件数が多く、公募しても業者さんが入札に応募してくれない状況であったので、最終的に随意契約となったものです。(山田地区の災害箇所が非常に多かった) また、平成25年8月の災害分が2年繰越しとなり、昨年度が災害補助事業の最終年でした。

委員B： あの時の災害で残っている箇所は、ありますか。

事務局： 平成27年度で全ての事業を完了しております。

委員C： はい、有難うございました。

委員長： ほかにご意見ございませんか。  
なければ、これで抽出の案件についての審議を終了いたします。

## 5. 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い、指名停止の運用状況について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、【資料4】により平成27年度下半期の指名停止等の運用状況について説明いたします。昨年下半年に、12社の指名停止措置を行っております。

- 42頁に記載されている1番から2番の2者につきましては、表の右側に示しているとおり、三機工業ほか10社は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発生する北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事に関し、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように協力する旨を合意することにより、平成23年10月から平成24年11月までの間、公共の利益に反して、上記工事等の取引分野における競争を実質的に制限していたものです。これらの行為は、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するため、公正取引委員会から排除措置命令がなされたものです。このため、本事案は、大

館市指名停止要綱第2条の規定による、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準別表第2の第5（独占禁止法違反行為）の（2）（秋田県外における違反）のイに該当することから、12ヶ月の指名停止措置を講じたものです。ただし、三機工業については、課徴金減免制度が適用されるため2分の1の期間となっております。

■ 次に43頁に記載されている3番の三井住友建設(株)につきましては、発注者から直接請け負った横浜市都筑区で施工したマンション建築のくい施工工事において、1次下請業者及び2次下請業者がいずれも工事現場に専任の主任技術者を設置せず、また、1次下請業者が同社から請け負ったくい施工工事を2次下請業者に一括して請け負わせていたことを認識しながら、法の規定に違反しないよう当該下請負人らの指導に努めることをせず、当該下請負人らに対し是正を求めるよう努めることをせず、また、許可行政庁等への通報も行なっていなかったものです。このことは、建設業法第24条の6に違反し、関東地方整備局長より指示処分がなされたものです。このため、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」別表第2の第9（建設業法違反行為）の（2）秋田県外における違反の「指示処分がなされたとき」に該当することから、1ヶ月の指名停止措置を講じたものです。

■ 次に4番の(株)NJSの使用人は、千葉市が発生した下水道処理施設の設計業務委託の入札において、不正に入札に関わる情報を入手し落札したものです。このため、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「贈賄及び不正行為等の基づく措置基準」の別表第2の第7（競争入札妨害及び談合）の（2）秋田県外における違反のイ「役員使用人等の逮捕」に該当することから、12ヶ月の指名停止措置を講じたものです。

■ 次に44頁に記載されている5番から12番の8者に対する指名停止措置について説明させていただきます。(株)NIPPOほか9社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事に関し、平成23年7月上旬頃から同年9月中旬頃までの間、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意し、それぞれ受注予定事業者を決定するなど、公共の利益に反して、上記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したもので、公正取引員会から平成28年2月29日に刑事告訴されたものです。そのため、本事案は、(株)NIPPOほか9者のうち大館市有資格業者登録名簿に登録されている8者について、大館市指名停止要綱第2条の規定による、贈賄及び不正行為等の基づく措置基準の別表第2の第5（独占禁止法違反行為）の（2）（秋田県外における違反）のイに該当することから、12ヶ月の指名停止措置を講じたものです。

以上が平成27年度下半期における指名停止の運用状況の内容でございます。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

委員B： 1番のS工業は、38～39年前にK市で市議会議員の贈収賄に関連した業者ですか。  
それと、課徴金減免制度とは、どのような制度ですか。

事務局： K市の贈収賄関係については、承知しておりません。また、課徴金減免制度とは独占禁止法に違反した場合は課徴金がかかるのですが、公正取引委員会が調査に入る前に、自主的に独禁法違反行為を事前に報告すると減免されるという制度です。今回は、この制度が適用され課徴金が2分の1になったものですから、指名停止期間も2分の1になったものです。

委員長： その他、ご質問ご意見ございますか。

## 6. その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」について説明を受けます。

事務局： その他について2件ございます。1つ目は45頁の【資料5】の「低入札価調査一覧」でございます。【資料3】「抽出事案」でも触れましたが、昨年度下半期における低入札価格調査制度に該当し、調査した結果の報告でございます。ご覧のとおり、建設コンサルタント業務等3件の事案がありました。

■ 建設工事につきましては、大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱第2条の規定により予定価格が2,500万円以上、ただし、建築一式工事は5,000万円以上の工事が対象となっております。対象工事は【資料2】の3頁から5頁にあります2件であります。低入札受注の事案はありませんでした。

■ 建設コンサルタント業務等につきましては、大館市委託業務低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱第2条の規定により予定価格が3百万円以上の業務が対象となっております。【資料2】の9頁の6件の対象案件があり、そのうち低入札価格調査の対象が3件となりました。

内容につきまして、【資料5】の46頁をご覧ください。これは「松木橋ほか橋梁補修設計業務」で先ほど抽出事案で説明したとおりですが、7者が入札に参加し、1者が調査基準価格を下回る金額で、要綱に基づく失格基準価格を下回っているため失格とし、調査基準価格を上回り、予定価格の範囲内の3者のうち最低入札者が落札したものであります。

続きまして2件目、47頁の「市道釈迦内松木立花線道路詳細設計業務」ですが、7者が入札に参加し、1者が調査基準価格を下回る金額で、要綱に基づく失格基準価格を下回っているため失格とし、調査基準価格を上回り、予定価格の範囲内の6者のうち最低入札者が落札したものであります。

続きまして3件目、48頁の「大館市立中央図書館分館整備工事基本及び実施設計業務」ですが、7者が入札に参加し、4者が調査基準価格を下回る低入札金額でしたので、直ちに全

社から業務内訳書を提出してもらい調査を実施したものです。

調査の結果、2者が入札内訳書の記載不備があり「直接業務費及び特別経費、技術経費、諸経費を算出できないため」失格となりました。引き続き調査したところ、残り2者のうち1者が「調査1」で失格基準価格を下回っているため失格、残り1者が「調査2」へ進み、「入札内訳の技術経費等」で失格基準額を下回り失格となり、低入札者全4者が失格となりました。そのため、失格4者を除き、調査基準価格以上で、予定価格の範囲内の最低入札者を落札者と決定したものであります。

低入札価格調査については、以上でございます。

続きまして、その他の2つ目でございます。【資料6】の49頁は「平成27年度 工事検査結果調書」で、昨年度の工事検査に関する報告であります。検査の結果については、1件の契約金額が130万円を超える工事について取りまとめたもので、全14工種を完成検査、中間検査、出来高検査の種別毎に検査件数を記載しております。

昨年度の検査件数の合計は215件(H26:335件)で、契約金額では36億6,200万円あまりとなっております。52頁の資料のとおり、前年と比較しまして件数が120件・36%の減で、契約金額においても34%ほどの減少となっております。課別にみますと土木課、都市計画課、農林課の件数が特に減少しており、これは25年災害の復旧工事が終了したものと考えられます。詳細は一覧となっておりますので、のちほどご覧願います。

工事検査結果については、以上でございます。

委員長： ただいまの事務局の説明について、委員皆様の審議をお願いいたします。

委員B： 48頁ですが、T設計さんの①直接業務費と②技術経費等の2つ内の1つの方が、駄目で失格となっているようですが、これを2つに分けるメリットは何かあるのですか。トータルの入札額で判断しても良いと思いますが。

事務局： 48頁にあります「調査1」、「調査2」、「調査3」がありまして、総額で比較し最初の網「調査1」にかけまして、残っていても調査基準価格よりも低い場合は、内訳書の中の直接人件費や経費等の詳細の調査に入っていくもので、国・県などの低入札調査基準に当てはめて、市でも実施しているものです。調査は段階的に内訳の中身に入っていくという内容となっており、「調査2」の①直接業務費の80%を境でどうなのか、②諸経費等、儲けとなる部分がきちんと確保され60%の範囲内であるか調査する。②が低ければ、儲けが少ないので従業員に対する賃金が大きく抑えられる可能性があるため、この様な内容となっております。

委員B： はい、分かりました。

委員A： 48頁の中段に、調査対象者4者のうち、入札内訳書不備により2者が失格とありますが、

その入札内訳書は、最初から提出されるものですか。

事務局： 低入札となった場合に、各業者から提出していただくものです。

委員A： 入札内訳書不備で失格となった方は、内訳書を提出しなかったということですか。

事務局： 提出されましたが、①直接業務費と②技術経費等について明細が分からなかったもので、大項目一式で内容が記載されていないため失格としました。

建設工事の場合は、その場で内訳書を求め、その場で内訳書をチェックし落札業者を決定しますが、コンサル等の場合は、低入札になった場合のみ提出していただくが、それをチェックすると内訳が合わないとか、大項目しか出してないとかで調査が出来ない場合は、内訳書不備で失格としております。

委員長： 他にございますか。

委員C： その他のことですが、25頁の8件とも随意契約になった理由はなんですか。

事務局： コンピューター関係は、基本システムの改修とかカスタマイズという点では、管理している業者さんでなければ出来ないというのが大方です。また、山館浄水場の運転管理業務の、環境保全センターは、県・市が出資している法人でありまして、そちらの方に業務を委託するというので随契となっております。ダンプトラック賃貸借は12月でダンプトラックをリースできる、業者さんが1者しかなくその1者と随契したものです。そのリース期間は、12月から3月までの4ヶ月のリースとなっております。

4番は、国の補助事業で低炭素化モデル地域形成調査業務で、市内で調査できるところが、Eリサイクルしかなく、この1者と随契をしております。

委員C： はい、分かりました。

委員長： 他にございますか。なければ、その他の案件についての審議は終了いたします。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には、「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできますが、何かありますか。

(特に意見等なし)

## 6. 閉会

委員長： 本日の議事につきましては、これをもって終了いたします。有難うございました。